

第5部 戦略の効果的実施

第1節 実行体制と各主体の連携

生物多様性国家戦略は、生物多様性条約を受けて、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国の基本方針と施策の展開を示したものです。このため、その実施は政府が中心となって行いますが、生物多様性の保全と持続可能な利用は、国民の社会経済生活の全般に関わることから、政府だけでなく、地方公共団体、事業者、国民がそれぞれ環境基本法に規定された責務を踏まえ、国家戦略に示された方向に沿って、共通の認識の下に、互いの連携、協力を密にして行動することが肝要です。また、地域における取組の促進が生物多様性の保全と持続可能な利用のために特に重要であることに配慮する必要があります。

国は、関連する閣僚会議や関係省庁連絡会議等の場を通じて緊密な連携を図り、国家戦略に示された施策を総合的かつ計画的に実施します。

地方公共団体は、国家戦略に示された方向に沿いつつ、地域の自然的社会的条件に応じて、国に準じた施策やその他の独自の施策について、これを総合的かつ計画的に進めることが期待されます。

事業者及び国民においても、生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性を認識し、事業活動の実施及び日常生活に際して、生物多様性の保全と持続可能な利用に十分配慮するとともに、国家戦略に示された方向に沿って、自主的積極的に行動することが期待されます。

環境保全活動を行う非営利的な民間団体は、公益的な視点から組織的に活動を行うことにより、環境保全に大きな役割を果たしています。これらの団体は、生物の調査や自然教育の推進への貢献等、今後、生物多様性の保全と持続可能な利用の分野でもより一層の活躍が期待されます。

国は、ITの活用や連絡会議の開催などにより各主体との積極的な情報交流に努めるとともに、各主体が行う生物多様性の保全と持続可能な利用のための活動を支援します。

こうした政府一体となった実行体制と各主体の連携によって、第2部に示された目標の達成に向け努力するものとします。

また、世界の生物多様性の保全と持続可能な利用の促進を図るため、生物多様性条約の実施促進に関して、先進諸国と協力するとともに、開発途上諸国に対して支援を進めていきます。

第2節 各種計画との連携

国家戦略の推進は、環境の保全に関しては環境基本計画の基本的な方向に沿って行います。

生物多様性の保全と持続可能な利用に密接に関連する国の基本方針又は計画としては、「自然環境保全体法」に基づく自然環境保全基本方針、「種の保存法」に基づく希少野生動植物種保存基本方針、「森林・林業基本法」に基づく森林・林業基本計画、「河川法」に基づく河川整備基本方針及び河川整備計画、「海岸法」に基づ

く海岸保全基本方針等があります。これらの基本方針及び計画は、生物多様性の保全と持続可能な利用に関しては、国家戦略に示された方向を踏まえて実施するとともに、国家戦略と相互の連携を図ります。

また、生物多様性の保全と持続可能な利用に影響を及ぼすおそれのある国の計画については、生物多様性の保全と持続可能な利用に関しては、国家戦略の基本的な方向に沿ったものとなるよう十分な配慮を組み込みます。

第3節 戦略実施状況の点検と戦略の見直し

生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議は、国家戦略に基づく施策の円滑な推進を図るため、毎年、国民各界各層の意見を聴きながら、国家戦略の実施状況を点検し、中央環境審議会に報告するとともに、条約の規定に基づく締約国会議への報告に反映します。

国家戦略の点検の際には、可能な限り具体的に達成状況を評価するよう努めます。

自然環境の状況や社会経済の変化に柔軟かつ適切に対応するため、5年後程度を目途として、国民各界各層の意見を十分に聴取した上で、国家戦略の見直しを行います。